



水道施設の計画的整備

鳥居前施設

(新)施設

町道1号線

夢はたる公園  
(仮称)

都市計画街路の整備

複合施設の建設

下水道・  
雨水排水施設の整備

# 都市計画税で

# 未来を

# つくる

天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち  
広報 おおやまざき 号外

2013 (平成25) 年 4月・5月

## 大山崎町を取り巻く環境

本年4月21日、にそと本線が開通予定となっており、阪急新駅の開業も今年度下半期を予定。併せて、にそと側道も整備され交通環境が大きく変わろうとしています。

一方で、本町が抱える課題も多く、二つの小学校と公民館本館、第2保育所が築40年を経過するなど公共施設の老朽化問題は大きな課題となっています。

また、昨年5月に開催したタウンミーティングでの意見が多かったのが、道路・交通と水道の問題で、安全な道路の整備や水道施設の老朽化や耐震への対応など、将来に向けて計画的にこれらの整備を進めることが必要となっています。

加えて、昨年8月の京都府南部地域集中豪雨により、本町でも浸水被害が発生しました。気象状況が激しくなる中で防災・減災対策のさらなる充実が必要となっています。

## これからのまちづくりの主な取り組み

### ○老朽化した公共施設を複合型施設に統合

(分散している施設を複合型施設にすることで、効率化や利便性の向上が図れ、子どもからお年寄りまで幅広い世代の交流ができるようになります。)

### ○災害に強い安心・安全なまちづくり

(水害防止のための雨水排水施設の計画的な整備を進めます。)

### ○水道施設整備計画に沿った整備を着実に実施

(施設や送排水管の整備・施設の老朽化対策・耐震化を計画的に進めます。)

### ○安心・安全な生活道路の整備

(歩行者や車いすの利用に配慮した歩きやすい道路の整備を進めます。)

## 新たな計画によるまちづくり

← そのための財源を確保  
(都市計画税)



# 都市計画税の概要

都市計画税の具体的な内容は次のとおりです。

- 課税客体  
土地及び家屋（償却資産には課税されません）
- 税率  
0.25%（予定）
- 導入時期  
平成26年度（長岡京市S39～・向日市S43～）

（参考）地方交付税との関係

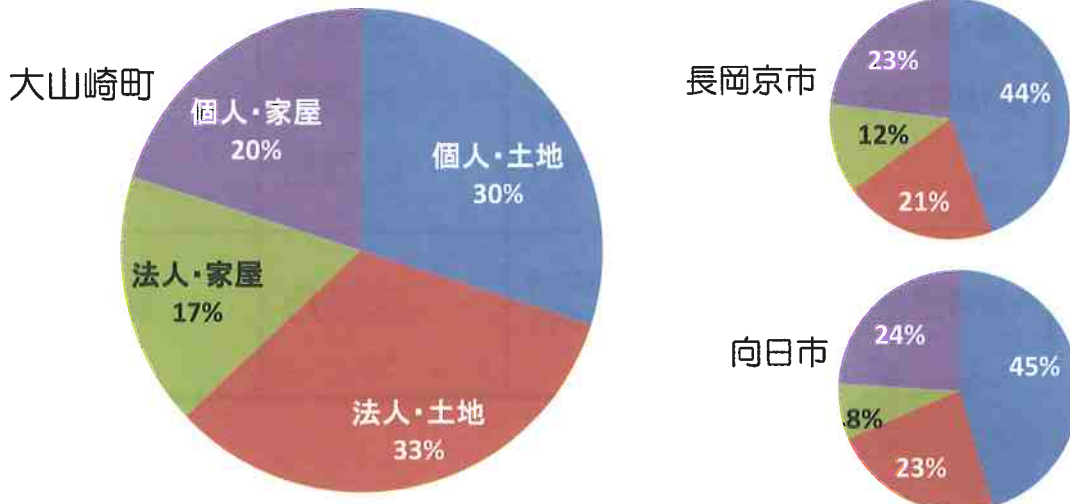
都市計画税を導入しても交付税は減額されません。

## 都市計画税による税収額

年額 約2億円（長岡京市 9.5億円・向日市 5.4億円：H23年度）

＝（土地・家屋の）課税標準額×税率0.25%

個人と法人の割合は、ほぼ50：50で、それぞれ1億円程度となる見込みです。



(参考) 個別事例ごとの標準的税額 (例示1)

				(現行)	(新設)
		面積		固定資産税 (年額) 税率1.4%	都市計画税 (年額) 税率0.25%
一戸建て (築10年程度)	土地	100㎡ (およそ30坪)		2万円	4千円
	家屋	100㎡ (およそ30坪)		7万円	1万3千円
		合計		9万円	1万7千円
円団テラス (築40年超)	土地	120㎡		2万3千円	5千円
	家屋	100㎡		2万円	4千円
		合計		4万3千円	9千円




(参考) 個別事例ごとの標準的税額 (例示2)

				(現行)	(新設)
		面積		固定資産税 (年額) 税率1.4%	都市計画税 (年額) 税率0.25%
店舗・事務所 (築10年程度)	土地	500㎡ (およそ150坪)		50万円	9万円
	家屋	150㎡ (およそ45坪)		11万円	2万円
		合計		61万円	11万円
月極駐車場	土地	500㎡ (およそ150坪)		55万円	10万円



(参考) 個別事例ごとの標準的税額 (例示3)

				(現行)	(新設)
		面積		固定資産税 (年額) 税率1.4%	都市計画税 (年額) 税率0.25%
 円団マンション アルファベット棟 (築45年)	土地	90㎡		1万6千円	4千円
	家屋	55㎡		1万3千円	2千円
	合計			<u>2万9千円</u>	<u>6千円</u>
円団マンション 数字棟 (築40年)	土地	80㎡		1万5千円	3千円
	家屋	61㎡		2万2千円	4千円
	合計			<u>3万7千円</u>	<u>7千円</u>

(参考) 個別事例ごとの標準的税額 (例示4)

				(現行)	(新設)
		面積		固定資産税 (年額) 税率1.4%	都市計画税 (年額) 税率0.25%
農地 (市街化区域)	土地	1000㎡ (=10アール) (およそ1反・300坪)		<u>14万円</u>	<u>2万8千円</u>
農地 (調整区域)	土地	1000㎡ (=10アール) (およそ1反・300坪)		千円未満	対象外



## 都市計画税の使いみち

具体的には、以下の事業に使うことを予定しています。

### ①下水道（雨水排水施設を含む） 約1億円

（これまでは一般税財源で実施していましたが、都市計画税を充当できます。）

### ②水道施設整備計画に沿った整備 約7千万円

（水道料金でまかなうべきものという考え方から、都市計画税は原則、充当不可。ただし大山崎町は都市計画税の課税地域と水道整備地域が合致するため、都市計画事業として位置付けることにより、都市計画税を充当することが法的に可能です。）

### ③複合型施設の建設

（公民館本館及び別館、第1保育所、第3保育所、長寿苑、保健センターを複合化することを検討しています。）

### ④都市計画街路（町道1号線）の整備

### ③と④の合計で約9千万円

（それぞれ建設費12億円と仮定して、借入額9億円を4500万円×20年で償還する予定です。）

【参考】過去における主な大規模事業の例

平成7年 役場庁舎（建物のみ）23.5億円

平成9年 街路事業（西法寺里ノ後線）27.1億円

平成22年 中学校新校舎14億円（ほぼ全額を国・京都府・西日本高速道路が負担）

## 都市計画税の使いみち ー法律上の規定ー

都市計画税の使いみちは、法律で次のとおり定められています。

### I 都市計画事業（都市計画法第59条による認可事業）

- 交通施設（道路、駐車場等）
- 公共空地（公園、緑地等）
- 供給・処理施設  
（水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等）
- 水路（河川等）
- 教育文化施設（学校、図書館等）
- 医療・社会福祉施設（病院、保育所等）
- その他

### II 土地区画整理事業（土地区画整理法第4条による認可事業）

※ 町の事業は、都市計画に位置付け、都市計画事業として実施します。

# 都市計画税の導入状況

- 全国の導入状況  
1,719団体 内 656団体(38.2%)
- 京都府の導入状況  
26団体 内 16団体(61.5%)
- 大阪府の導入状況  
43団体 内 35団体(81.4%)

## ●近隣自治体の導入状況

### 阪急沿線

自治体名	税率
京都市	0.30%
向日市	0.25%
長岡京市	0.25%
島本町	0.30%
高槻市	0.30%
茨木市	0.30%

### 京阪沿線

自治体名	税率
久御山町	0.22%
八幡市	0.30%
宇治市	0.25%

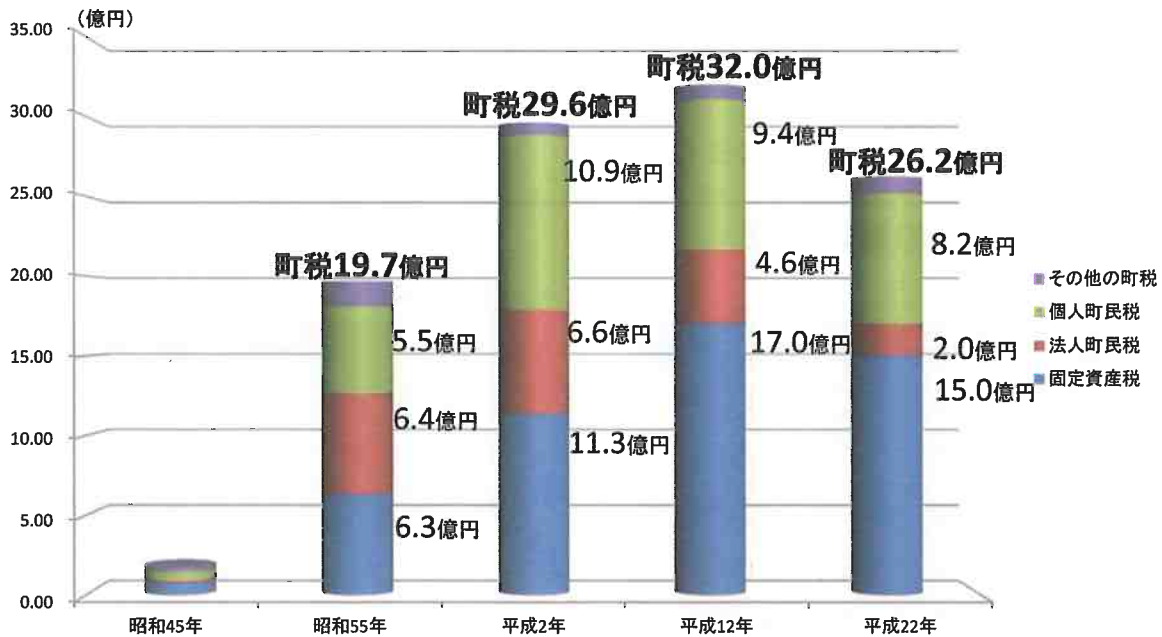
## 町の歳入の状況

歳入を住民1人あたりで比較すると・・・(平成23年度決算における比較)

	大山崎町	説明	長岡京市	向日市
住民税・個人	50,680円	個人の所得に応じて決まります。	59,993円	51,126円
住民税・法人	7,842円	法人の業績に応じて年度によって変動します。	11,938円	7,115円
固定資産税	個人 32,895円	個人と法人の割合は、 大山崎町の場合、個人:法人=34:66 長岡京市の場合、個人:法人=54:46 向日市の場合、個人:法人=59:41	個人 33,852円	個人 31,314円
	法人 63,422円		法人 28,837円	法人 21,761円
軽自動車税	1,013円		829円	984円
たばこ税	6,804円	たばこの販売本数に応じて決まります。	4,676円	5,309円
都市計画税	0円	2市と同じ税率0.25%で試算した場合、大山崎町は約14,000円。そのうち法人が約1/2を占めます。	12,048円	10,137円
その他(交付税、町債など)	168,584円	土地の売却による収入約30,000円、中学校前の広場を購入するための繰入金約14,000円を除いています。	171,764円	193,847円
歳入決算額	331,240円		323,937円	321,593円
歳入決算額のうち住民1人あたりが負担した町税額	91,392円	都市計画税・個人の約7,000円を足すと、98,392円	107,422円	95,728円
歳入決算額のうち法人の負担分(住民税、固定資産税、都市計画税)	71,264円	都市計画税・法人の約7,000円を足すと、78,264円	44,751円	32,018円
住民基本台帳人口	15,331人	平成24年3月31日現在の人口に基づいて計算しています。	79,394人	54,140人



# 町税収入額と 固定資産税・法人町民税・個人町民税の額

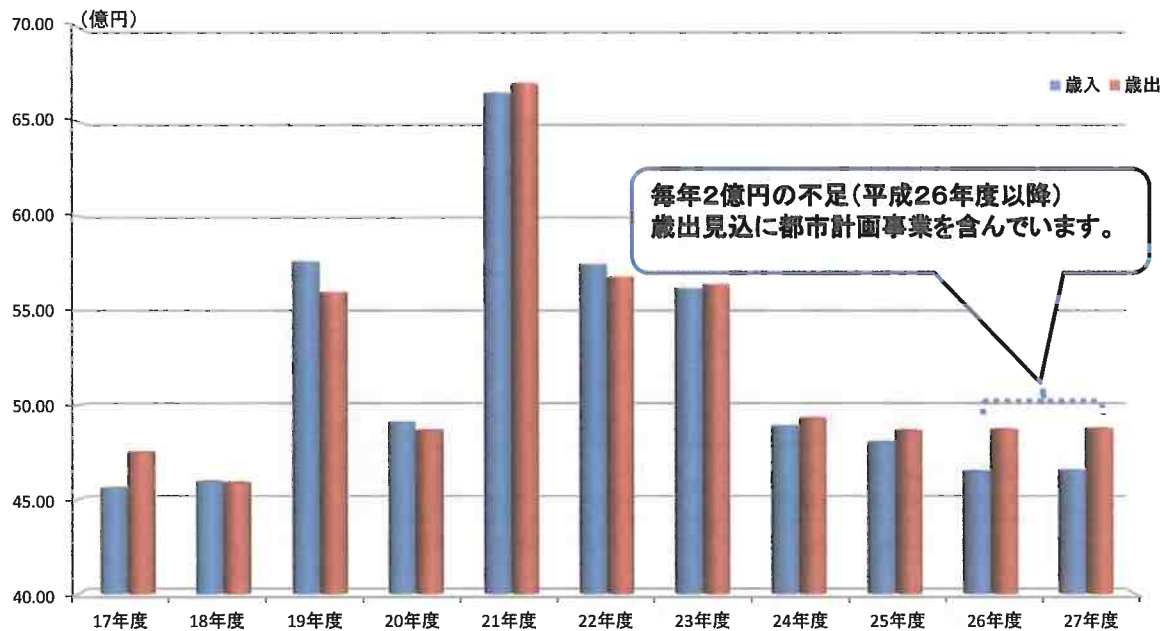


町税収入額の内訳をみると、現役世代の割合が低下し年金受給世代の増加による個人住民税の減収や、長引く不況による法人町民税の低迷など国内経済状況の悪化の影響を受け、個人法人ともに住民税の増収が期待できず、固定資産税の重要度が増してきています。

本町の特殊事情として、大山崎インタージャンクション建設によって、大手法人が町外へ移転したことにより、平成8年度頃から法人町民税、固定資産税が減収しています。固定資産税では企業用地が道路用地に変わったことから、平成24年度ベースで約1.3億円の減収となっており、地方交付税で減収額の75%、約1億円が補てんされているので、**実質3千万円の減収が生じている**といえます。



## 普通会計の収支見通し（都市計画税なし）

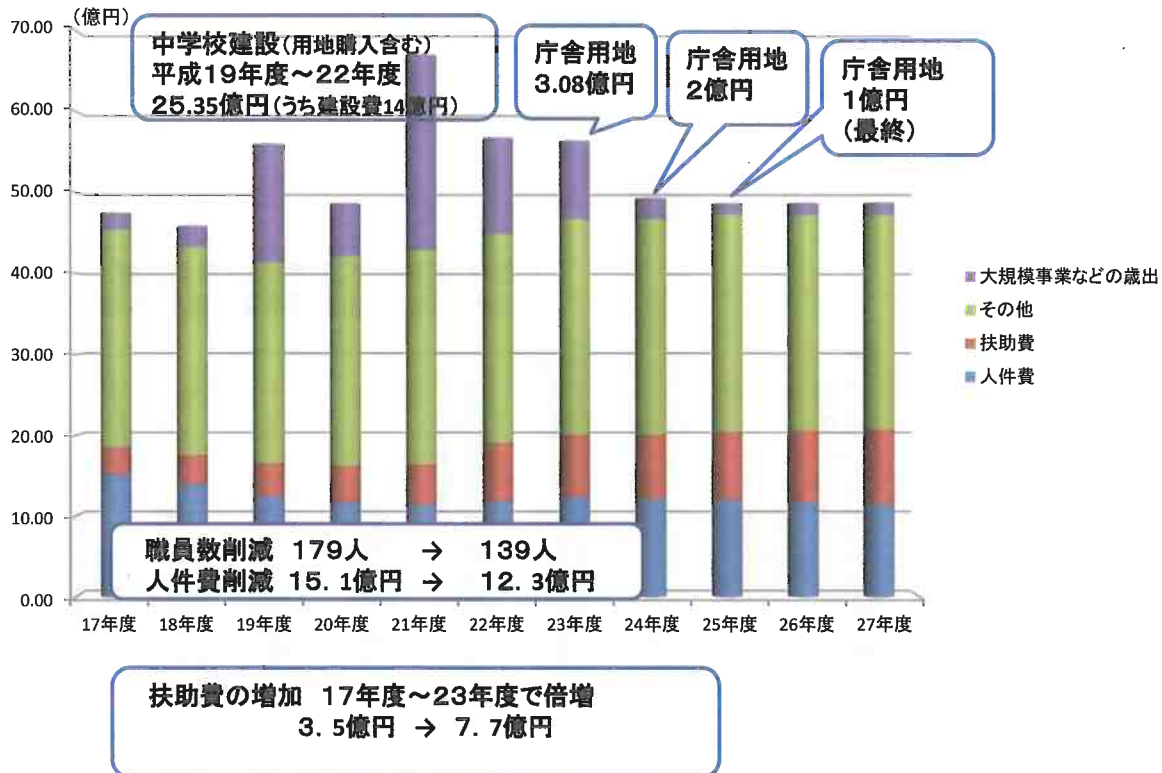


平成17年度以降の財政状況の推移をみると、平成17年度に赤字決算となって以来、単年度で大幅な赤字を出さないよう努力を続け、平成24年度決算も黒字となる見込みです。これは主に歳出では集中改革プランにおける**人件費の削減**と、歳入では**町有地の売却収入**によって歳入不足を補ってきたことによるものです。

職員数は、消防職員を除いて平成5年度で228人だったのが、平成24年度で139人へと、**この20年で89人、39%減ら**してきており、これ以上の削減は困難となってきています。

平成26年度以降の歳入では、これまで取り崩してきた財政調整基金も底をつき、町有地の売却で歳入不足を補うこともできません。グラフにもあるとおり**毎年2億円程度の歳入不足が見込まれ**、このままでは、まちづくりに必要な費用をまかなえず事業を進めることが困難となります。

## 普通会計の歳出見通し



平成17年度から平成23年度にかけて、職員数を179人から139人へと40人減らしたことにより、人件費を15.1億円から12.3億円へと3億円近く削減できました。

加えて、職員の給与カット（3.5～5%）、特別職の給与カット（町長10%、副町長・教育長5%）や地域手当の減額、日直手当の廃止などの見直しも実施してきました。

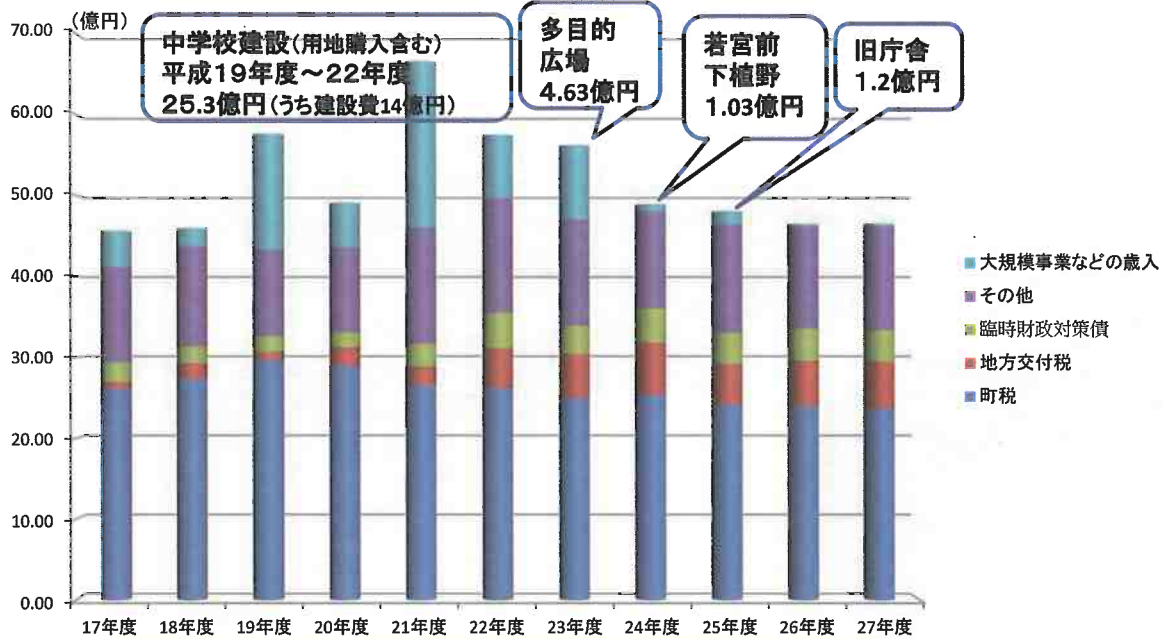
第3保育所の給食調理業務を民間委託を実施したり、二つの町営自動車駐車場の民営化もスタートしました。今後さらに、体育館の指定管理委託など、施設の運営方法を順次見直していくことで効率化を図っていきます。

事務経費についても、役場庁舎の冷暖房の使用を控えることで電気代を年間100万円以上節減したり、紙の使い方を工夫することによりコピー用紙の使用枚数を減らす取組みも行っています。

事務事業外部評価の取組みによって、事業の実施方法を見直したり、今年度は民間業者への委託業務や団体補助金の見直しも実施するなど、さらなる経費の抑制に取り組んでいきます。

経費の抑制だけでなく「身の丈にあった規模」へと縮小（統廃合など）したり、使用料などの収入を大幅に見直すなどの思い切った工夫や新たな取組みにチャレンジしていきます。

## 普通会計の歳入見通し（都市計画税なし）



臨時財政対策債	国が町へ分割払い(交付税で)
地方交付税	国が補てん(不足分を)
町税	住民が負担(個人・法人)

地方交付税制度では、標準的な行政サービスに必要な経費を町税の75%と地方交付税でまかなう仕組みとなっています。その必要額を基準財政需要額といいます。町税が少なくなると地方交付税で補てんされますが、**町税の減収額の75%のみが補てんされます。**

平成12年度に32億円あった町税が、平成23年度では26億円となり、町税は6億円の減収ですが、**地方交付税で4.5億円しか補てんされない**ので、**実質1.5億円の減収**となります。

棒グラフの一番上に表示している多目的広場などの町有地の売払い代金を庁舎用地代金の支払いにあてています。これら町有地のうち、若宮前と下植野にあった浄化槽跡地2か所の売却がすでに完了し、現在解体工事を実施している旧庁舎の跡地を売却すれば、遊休地の整理が完了することになります。

また、平成21年度に新校舎となった中学校では、その建設費用約14億円のほぼ全額を国・京都府・西日本高速道路で負担してもらい、わずかな町負担で建替えできました。





大山崎中学校の近くを京都縦貫自動車道が通ります。写真は建設途中の自動車道。

本町では、これからのまちづくりを進めていくための新たな財源として、都市計画税を平成26年度から導入したいと考えています。この号外では、都市計画税の導入目的や町の財政状況、行財政改革の取組みを説明していますので、町民の皆様のご理解をお願いします。

合わせて都市計画税の導入についてのタウンミーティングを4月18日から5月18日の計10回、開催します。町長との意見交換の場として是非ご参加ください。

タウンミーティングの開催日程・会場については、黄色のチラシをご覧ください。

編集・発行 大山崎町役場企画財政課  
〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地  
電話 (075) 956-2101 FAX (075) 957-1101  
メール : kikaku@town.oyamazaki.lg.jp